平成３０年度関西圏からの宿泊促進・プロモーション事業委託業務
企画提案コンペ参加仕様書

１　委託業務を行う目的

各種統計などのビッグデータ、マーケティング等に基づき、ターゲットとする層及び訴求するコンテンツを明確に定めたうえで、ターゲットのニーズやトレンドを捉えた旅行商品（９月～１２月）の造成・販売と販売促進が一体となったプロモーションを実施することで、関西方面からの宿泊促進対策として展開することを目的とします。

２　企画提案コンペを行う目的

当該企画提案コンペは、平成３０年度関西圏からの宿泊促進・プロモーション事業委託業務を委託すべき事業者を選定するために実施するものです。

３　委託業務の内容（詳細は別紙業務仕様書のとおり）

（１）委託業務名　平成３０年度関西圏からの宿泊促進・プロモーション事業委託業務
（２）委託期間　　契約締結の日から平成３１年２月２８日（木）までとする

４　契約上限額

３，４８４，０８０円（消費税及び地方消費税を含む）

５　参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

（１）当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
（２）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 32 条第１項各号に掲げる者でないこと。
（３）三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
（４）三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
（５）三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

６　提出を求める企画提案資料及び提出部数

（１）企画提案コンペ参加資格確認申請書（第１号様式）　１部
（２）企画提案書　９部

原則Ａ４版・両面長辺綴じ印刷・文字サイズ１０ポイント以上
表紙を含め２０ページ以内（長辺側を綴じてください。）
記載内容

ア　業務内容それぞれに対する企画提案

各種統計やそれぞれが保有するビッグデータ、マーケティング等に基づき、ターゲットとする年代や旅行形態、宿泊プランと広告及び魅力発信において訴求するコンテンツ、想定される効果、検証可能な数値目標を設定するとともに、

それらを設定した根拠や理由を明示すること

イ　業務スケジュール

宿泊プランの販売時期、広告及び魅力発信の実施時期等を記載すること

ウ　業務実施体制

責任者、担当者、及び連絡体制等を記載すること

エ　同様の業務受託実績

ある場合は、実施年度、事業名、委託元等を１０件以内で記載すること

オ　提案者の組織概要

法人の場合は、所在地、資本金、従業員数、沿革、組織体制等を記載すること

（３）費用内訳書　９部

（４）共同事業体協定書兼委任状（第２号様式）　１部

※共同体等、複数社から成る組織による参加の場合

７　企画提案資料の提出期限及び提出先

平成３０年５月２４日（木）１２時まで

（提出先：三重県雇用経済部観光局観光魅力創造課）

※持参又は郵送等により提出してください。電子メール等での提出はお受けできません。

８　最優秀提案の選定方法

別に設置する「平成３０年度関西圏からの宿泊促進・プロモーション事業委託業務企画提案コンペ選定委員会」が、次に示す選定基準に基づき審査し最優秀提案を選定します。

（１）的確性

ビッグデータ、マーケティング等に基づいたターゲットとする層及び訴求するコンテンツの設定は、業務目的を達成するために的確な提案となっているか。

（２）訴求性（比重配点×２）

プロモーションや魅力発信は、ターゲットに定める層に十分に訴求される提案となっているか。

（３）有効性（比重配点×２）

旅行商品の造成については、地域の新たな魅力発見に繋がるような旅行商品も含む、本県への宿泊促進効果が期待できる提案となっているか。

（４）三重県が実施する事業との連携体制を含む業務実施体制

本業務を適切かつ円滑に遂行するための体制は十分か。

（５）経済性

必要な経費が適切に積算されているか。費用対効果に優れているか。

９　プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

（１）日時

平成３０年５月３０日（水）

（２）場所

三重県庁周辺会議室

10　最優秀提案の選定結果

最優秀提案が決定した後に、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

11　企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

（１）質問の受付期限

平成３０年５月１７日（木）１７時まで（必着）

（２）質問の方法

電子メールによるものとします。

（３）質問に対する回答

頂いた質問には、電子メールにより回答するとともに、平成３０年５月１８日（金）１７時までに三重県のホームページに公開します。

12　契約方法に関する事項

（１）契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。

（２）契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第１項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第１項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第 75 条第４項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第４項１号、第２号又は第４号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去３年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

（３）契約書は２通作成し、双方各１通を保有します。

（４）契約は、三重県雇用経済部観光局観光魅力創造課において行います。

13　監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

14　契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

15　企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

16　暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第３条又は第４条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

17　不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

（１）受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア　断固として不当介入を拒否すること。

イ　警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ　委員会に報告すること。

エ　契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委員会と協議を行うこと。

（２）三重県は、受託者が（１）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第７条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

18　その他

（１）　契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。

（２）　企画提案に要する費用は提案者の負担とします。

（３）　成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。

（４）　提出のあった企画提案資料は返還しません。

19　連絡先

〒５１４－８５７０　　三重県津市広明町１３番地
三重県雇用経済部観光局観光魅力創造課
TEL：059-224-2802　FAX：059-224-2801　E-mail：kankomi@pref.mie.jp